

平成 27 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社マツヤ
代表者名 代表取締役社長 小磯 恵司
(JASDAQ・コード 7452)
問合せ先 取締役管理本部長 北川 正一
(TEL (026) 241-1314)

会 社 名 アルピコホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀籠 義雄

アルピコホールディングス株式会社による
株式会社マツヤ株式 (証券コード 7452) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

アルピコホールディングス株式会社は、平成 27 年 10 月 9 日開催の取締役会において、株式会社マツヤの株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、アルピコホールディングス株式会社 (公開買付者) が、株式会社マツヤ (本公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

株式会社マツヤ株式 (証券コード 7452) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

平成 27 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 アルピコホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀籠 義雄
問合せ先 経営企画部 TEL (0263) -26-7100

株式会社マツヤ株式（証券コード 7452）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

アルピコホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 10 月 9 日開催の取締役会において、株式会社マツヤ（コード番号：7452、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場である JASDAQ スタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、JASDAQ に上場している対象者株式を 2,440,800 株（所有割合（注）：27.79%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。

（注）対象者が平成 27 年 7 月 15 日に公表した「平成 28 年 2 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第 1 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 27 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数 10,163,000 株から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,381,011 株）を控除した株式数（8,781,989 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）を以下「所有割合」といいます。

今般、公開買付者は、平成 27 年 10 月 9 日開催の取締役会において、対象者の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、公開買付者は、①対象者の前代表取締役社長である小山栄造氏（以下「小山栄造氏」といいます。）の実兄であり対象者の元代表取締役社長である小山光作氏（以下「小山光作氏」といいます。）が代表取締役を務め、対象者の第 2 位の主要株主である株式会社小山興産（所有株式数：1,400,000 株、所有割合：15.94%）、②対象者の第 3 位の大株主である株式会社八十二銀行（所有株式数：349,000 株、所有割合：3.97%）、③対象者の第 9 位の大株主である小山栄造氏（所有株式数：164,000 株、所有割合：1.87%）、④株式会社八十二銀行の連結子会社である八十二リース株式会社（所有株式数：141,000 株、所有割合：1.61%）及び⑤株式会社八十二銀行の連結子会社である八十二キャピタル株式会社（所有株式数：130,000 株、所有割合：1.48%、以下、株式会社八十二銀行、八十二リース株式会社、及び八十二キャピタル株式会社を総称して「金融機関グループ各社」といい、株式会社小山興産、小山栄造氏、及び金融機関グループ各社を総称して「本応募合意者」といいます。）との間でそれぞれが所有する対象者株式の全て（合計：2,184,000 株、所有割合の合計：24.87%、以下、本応募合意者それぞれが所有する対象者株式の合計を「本応募合意株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の契約（以下、株式会社小山興産及び小山栄造氏との間でそれぞれ締結した本公開買付けへの応募に関する契

約を「小山家応募契約」、金融機関グループ各社との間でそれぞれ締結した本公開買付けへの応募に関する契約を「金融機関応募契約」といい、小山家応募契約及び金融機関応募契約を総称して「本応募契約」といいます。）を平成27年10月9日付けで締結しております。本日現在、本応募合意株式のうち、株式会社小山興産が所有する対象者株式1,400,000株及び小山栄造氏が所有する対象者株式の一部である157,000株についてはそれぞれ株式会社八十二銀行を質権者とする質権が設定されていますが、小山家応募契約においては、株式会社小山興産及び小山栄造氏が本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の開始日以降20営業日目の日である平成27年11月13日までにそれぞれ当該質権を解消した上で本公開買付けに応募する旨が規定されています。本応募契約の内容については、後記「(6)公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の下限を3,413,900株（所有割合：38.87%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、公開買付者は、本取引において対象者を完全子会社化することを目的としていますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（3,413,900株（所有割合：38.87%））は、対象者第1四半期決算短信に記載された平成27年5月31日現在の発行済株式総数10,163,000株から、対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,381,011株）を控除した株式数（8,781,989株）の3分の2に相当する株式数の対象者株式1単元（100株）未満に係る数を切り上げた株式数（5,854,700株）を基礎として、これに公開買付者が本日現在所有する対象者株式（2,440,800株）を控除した数に設定しています。

また、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかつた場合には、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しております。

対象者が平成27年10月9日に公表した「アルピコホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関から取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明及び外部の有識者から構成される第三者委員会の答申その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成27年10月9日開催の対象者の取締役会において本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

上記対象者の取締役会決議の詳細は、後記「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針

公開買付者は、公開買付者並びに公開買付者の子会社11社及び関連会社2社から構成されるアルピコホールディングスグループ（以下「公開買付者グループ」といいます。）を形成し、純粋持株会社として子会社の事業活動の支配・管理を行っております。公開買付者の子会社は、運輸事業、流通事業、レジャー・サービス事業、不動産事業、その他のサービス事業を行っております。①運輸事業においては、鉄道事業として松本～新島々間を営業路線とする上高地線を有し、自動車事業においては、長野県内を中心に乗合旅客自動車事業（一般生活路線・高速バス）、貸切旅客自動車事業、タクシー事業を展開、

②流通事業においては、長野県内でスーパーマーケット事業を展開、③レジャー・サービス事業においては、長野県内でホテル・旅館、ゴルフ場の営業、高速道路サービスエリアでの物販店・レストランの営業、④不動産事業においては、不動産の賃貸及び売買、別荘地の開発・販売、⑤その他のサービス事業においては、長野県内を中心に保険代理店事業、自動車修理事業等を行っています。公開買付者は、平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）に策定した平成28年度までを対象期間とする中期経営計画「Challenge2016」の成長戦略に基づいて、長野県内におけるシェアの拡大に向けた取組み、地域に密着した商品・サービスの提供、首都圏を中心とする長野県外及び海外からの誘客促進施策等を着実に実行することにより、平成28年度には連結売上高（営業収益）720億円を目標としています（平成24年度の連結営業収益は667億円、平成25年度の連結営業収益は670億円、平成26年度の連結営業収益は695億円）。公開買付者は、運輸、流通、レジャー・サービス事業を主力事業とし、総合生活関連グループを展開していますが、主力3事業の一翼である流通事業を担う中核企業として、株式会社アップルランド（以下「アップルランド」といいます。）は対象者と同じく長野県内でスーパーマーケット事業を行い、「アップルランド」、「デリシア」の店舗を展開しています。アップルランドは、「お客様のことを第一に考え、地域に密着した食品スーパーとして、お客様に「おいしさ」と「安心」をお届けする企業になりたい」との経営理念の実現に向け、より美味しく、より鮮度の良い、より安心な商品開発・価格対応力の強化及び従業員教育によるサービスの向上等を着実に続けてきております。なお、公開買付者は、株式を上場しておりませんが、過去に有価証券の募集を行ったことに伴い有価証券届出書を提出したことを受け、法第24条第1項第3号に基づいて有価証券報告書を継続的に提出しております。

一方、対象者は、スーパーマーケット事業を営むことを目的として昭和43年10月に株式会社松屋スーパー（昭和63年2月に現商号に変更）として設立し営業を開始しました。昭和48年5月には、株式会社イトーヨーカ堂と商品供給及びノウハウ提供の業務提携契約を締結（昭和63年2月に同契約は解消）、昭和56年7月には対象者初の1,000坪クラスの大型店を川中島（長野県長野市）に開店、平成3年10月には店舗数を20店舗に拡大しました。平成7年7月には日本証券業協会の店頭登録銘柄として株式を公開、平成16年12月には日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所（現JASDAQ）に株式を上場する等、長野県内において地域に密着した流通企業として発展を遂げ、競争に打ち勝つ強固な事業基盤を築くべく、売上増加に向けた店舗の活性化と、ローコストオペレーションの追求による合理化・効率化を推進し、競争力の向上に注力してきました。

しかしながら、長野県においては、少子高齢化と人口減少による市場の縮小傾向が続き、大手資本や県外企業の出店によるオーバーストア状態に加え、他業態からの参入等により対象者を取り巻く競争環境は激化しており、消費者の節約志向もあって、対象者の連結売上高は平成27年2月期まで3期連続の減少（平成24年2月期：393億円、平成25年2月期：381億円、平成26年2月期：368億円、平成27年2月期：315億円）を記録しています。

こうした中、平成24年12月に判明した過年度における不適切な会計処理等によって、対象者は、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるとの理由により、平成25年5月15日付けで株式会社大阪証券取引所（現東京証券取引所）より特設注意市場銘柄に指定されました。

対象者としては、このような状況に対処するため、競争に打ち勝つ企業体質を確立するための施策（旬の商品の提案、お客様の暮らしを考えた食に関する提案を積極的に進め、買い上げ点数増を図る等）と厳格な内部管理・コンプライアンス体制を構築するための施策（コンプライアンス委員会の設置等）を実施してきましたが、同業他社やコンビニエンスストア等の他業種との競争に加え、平成25年6月には対象者の店舗において販売していた一部の商品の消費期限を延長するなどの社内基準違反を行っていたことが発覚し、対象者を取り巻く環境は更に厳しいものとなりました。

この状況を受けて、対象者は、平成26年2月4日に中長期的な事業規模の拡大と収益性の向上を実現するため、中期経営計画を策定し、抜本的な事業構造改革を伴う施策を実施することを公表しました。対象者の中期経営計画の基本方針は、「生鮮デリカの強化、価値創造企業への転換」、「事業フォーマットの明確化による店舗の収益力強化」、「構造改革によるキャッシュ・フローの改善」を掲げております。基本方針に基づく主要施策としては、①既存店舗の収益力強化やデリカのインスタ（惣菜の店舗内）製造強化等の「店舗価値向上」、②不採算店舗の閉鎖等の「事業構造の改革」の2点の実行を柱とし、平成29年2月期に単体売上高で291億円及び営業利益で5億9,000万円を目標としたものです。対象者は、上記事業構造改革に係る諸施策の実施に伴い、平成26年2月期に主に減損損失及び事

業構造改革損失により単体で15億4,471万円（連結も同額）の特別損失を計上し、22億5,651万円の当期純損失（連結：22億9,772万円）を計上する事態となりました。この結果、対象者は2期連続の経常損失、3期連続の当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状況となったとのことです。かかる業績の悪化に伴って自己資本が大幅に毀損されたため、対象者は資本増強による安定的かつ健全な財務基盤の構築が必至となりました。そのような中、対象者としては、中期経営計画の実効性を高めるために、投資資金の確保と財務基盤の強化を可能とする資本提携先と、収益向上及びコスト削減を可能とする業務提携先の両方の条件を満たすパートナーを必要とする状況となりました。

一方で、公開買付者は、近年の長野県内の少子高齢化に伴う食糧消費量の減少、少食・個食・即食といった消費行動の変化、食に対する安全志向の高まり等の食に関する環境の変化に対応するべく、新たな収益の向上策やコスト削減策を模索している状況にありました。

そのような中、同じ長野県内を営業基盤とする公開買付者と対象者は、平成26年3月中旬、資本業務提携に向けた交渉を開始し、今後の長野県におけるスーパーマーケットのあり方について広く意見を交わす中で、資本業務提携を通じて、両社が長野県内広域のローカルチェーングループを効率的に形成することで、両社の更なる成長に寄与するとの考えに至りました。

このような経緯のもと、公開買付者と対象者は、長野県の北信地域を営業基盤としている対象者と、中信地方を営業基盤としているアップルランドが、ローカルチェーングループを形成することで、商品の共同開発による商品力の強化及び店舗運営ノウハウの共有による収益向上や、資材調達等の効率化及び物流等のインフラの相互活用等によるコスト削減をシナジー効果として享受できるとの考えに基づき、平成26年5月2日付けで資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく公開買付者及び対象者間の資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結し、同契約に基づき、公開買付者は平成26年5月29日付けで対象者が第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）により発行した新株（普通株式1,748,000株、1株当たりの発行価額217円。発行総額379,316,000円。本第三者割当増資後の対象者の発行済株式総数（10,163,000株）に対する割合17.20%）を引き受けました。なお、本資本業務提携契約の内容については、後記「4. その他」の「(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の「②本資本業務提携契約の内容」をご参照ください。

さらに、公開買付者は、本資本業務提携後も平成27年1月26日に市場外取引により①株式会社小山興産から対象者株式419,800株（同日現在の発行済株式総数10,163,000株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）（以下「保有割合」といいます。）：4.13%）、②小山光作氏から対象者株式233,000株（保有割合：2.29%）並びに③小山光作氏及び小山栄造氏の実母である小山早智子氏から対象者株式40,000株（保有割合：0.39%）（合計692,800株、保有割合の合計：6.82%）を1株当たり248円でそれぞれ取得し対象者の筆頭株主となり、本日現在、対象者株式を2,440,800株（所有割合：27.79%）所有するに至っています。

対象者は、本第三者割当増資後も公開買付者グループと協働して対象者の中期経営計画に基づき収益力の強化を推し進め、また、公開買付者の完全子会社であるアップルランドとの間で共同販促企画を実施する等、本資本業務提携によるシナジー効果の発現に努めてまいりましたが、対象者の平成27年2月期の連結決算において、売上高は315億2,395万円（前期比14.6%減）、閉鎖済み店舗2店の建物減損損失及び貸倒引当金を計上したこと等による特別損失の計上により当期純損失6億196万円（前期は22億9,772万円の当期純損失）を計上し、同連結会計年度末において9,148万円の債務超過の状況となり、継続企業の前提に関する重要な疑義が引き続き存在しております。なお、平成27年5月29日の東京証券取引所の発表のとおり、この点は有価証券上場規程第604条の2第1項第3号（関連規則は同第601条第1項第5号）（債務超過）に該当するため、対象者株式は上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっており、平成28年2月末日までに債務超過を解消しなければ、JASDAQにおける上場廃止基準に基づいて、対象者株式は平成28年6月末日までに上場廃止となるとのことです（注）。

（注）平成27年7月15日に提出された第48期第1四半期報告書では、平成27年5月末時点の純資産は9,067万円に改善し、債務超過を解消しておりますが、後述のとおり平成28年2月期第2四半期において債務超過となる見込みであり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していることから、対象者は、当該状況を解消すべく、収益力を強化し経営基盤及び財務基盤の

安定化を図っていくとのことです。

また、対象者が平成 27 年 5 月 1 日に公表した「決算短信の一部訂正（事業等のリスク等）に関するお知らせ」とおり、対象者は同日開催の取締役会において、平成 27 年 4 月 25 日付け「平成 27 年 2 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」の記載内容の一部を訂正することを決定したとのことです。同決定の中の対象者株式の上場廃止リスクに関する記載のとおり、対象者株式は、平成 27 年 5 月 1 日時点において東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されており、現在、対象者及びその子会社は丸一となって、内部管理体制等の改善に取り組んでおり、一日も早い特設注意市場銘柄の指定解除を受けるべく取り組んでいるとのことです。対象者株式が特設注意市場銘柄に指定された日（平成 25 年 5 月 15 日）から 3 年を経過し、かつ、対象者の内部管理体制等に引き続き問題があると東京証券取引所が認めた場合、又は、東京証券取引所が内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認めた場合、対象者株式は上場廃止となるとのことです。

上記の通り、対象者において収益改善・資本増強及び内部管理体制の強化が喫緊の課題となる状況において、平成 27 年 5 月上旬、公開買付者は、本資本業務提携を通じた協業だけでは対象者とのシナジー効果が十分にかつ早期に発揮できないことから、対象者を完全子会社化することが望ましいとの考えを有するに至り、対象者に対して本取引に関して打診を行い、平成 27 年 5 月下旬から対象者と対象者の完全子会社化を前提とした協議・検討を開始しました。平成 27 年 8 月中旬頃に、両社の協議は、市場株価の動向が不安定だったことから価格を含む諸条件が整わなかったため、一旦中断したものの、対象者は、上記のとおり、喫緊の課題を解決する必要があるため、公開買付者は、平成 27 年 9 月上旬、対象者から改めて本取引による支援の要請を受け、平成 27 年 9 月 15 日に本取引を正式に要請する旨の書面を受領しました。

公開買付者は、対象者からの要請の内容、及び前記の状況を踏まえて、シナジー効果発現の実現可能性をより高めるためには対象者との間でより強固な資本関係を構築し、迅速な意思決定のもと機動的な事業推進を行うことが必要であり、また、対象者は内部管理体制等について改善の必要性が高い状況であるとの認識をもち、内部管理体制の統制強化の観点からも対象者を完全子会社化することが望ましいとの考えを有するに至りました。さらに、公開買付者は、対象者にとっても、公開買付者が対象者を完全子会社化することにより、以下のような効果が期待でき、公開買付者グループの企業価値の向上が見込まれ有益であると判断するに至りました。

① スケールメリット享受による資材調達コスト等の削減

仕入・販売促進の一本化、類似商品の統一、商品トレイ等の資材共通化により、原価及び広告宣伝費等の低減が図られる。

② 公開買付者グループの店舗運営ノウハウ移植による対象者の店舗の活性化

公開買付者グループがこれまでに培った店舗運営及び開発ノウハウを活かし、お客様に支持される商品開発、品揃えの充実、陳列等を通じてお客様の購買意欲を喚起することで、来店客数、来店頻度及び買上げ単価・買上げ点数の増加が図られる。また、対象者のポイントカードと公開買付者グループのポイントカードの対象者及び公開買付者グループの双方の店舗における相互利用を可能とし販売促進を強化することで、お客様の利便性が向上し集客増強が図られる。

③ 財務面での支援を通じた計画的な設備投資による収益力向上

新規出店、既存店改装等の設備投資を計画的に実施することが可能となり、店舗の魅力を維持・向上させることで収益力の向上が図られる。

また、公開買付者は、対象者の株主の皆様に対して上場維持のために増大する可能性のある対象者の経営上の負担（金融商品取引法上の有価証券報告書及び四半期報告書の継続開示に係る費用、監査報酬及び株主総会の運営費用等）が及ぶこと、最悪の場合、対象者の株主の皆様に対象者の上場廃止に伴い対象者株式を取引所市場で売却できなくなることによって流動性が低下するリスクの負担が及ぶことを

回避しつつ、対象者が中・長期的に企業価値を向上させていくために、対象者の株主の皆様に対して株式の売却の機会を提供することが妥当であるとの考えを有するに至りました。

このような考えや経緯に基づき、公開買付者は平成27年9月16日、対象者に対し、対象者からの要請について前向きに検討していくことを返答し、対象者との間で、対象者の完全子会社化を前提とした協議・検討を再び開始しました。

その後、公開買付者は対象者に対するインタビュー等の調査を経て、対象者との間で対象者の今後の業績の見込み及び企業価値向上策や本公開買付けの条件等について協議を重ね、公開買付者は、平成27年9月29日、①本取引の目的、②本取引のスキーム及び③本取引後の経営方針を記載した提案書を対象者に提出しました。そして、当該提案書に基づき、対象者との間で更に協議・検討を重ねた結果、公開買付者は、対象者との間でより強固な資本関係を築き、迅速な意思決定や緊密な事業提携を遂行しつつ環境の変化に適確に対応しながら対象者の事業構造改革を着実に実行させることで、①事業基盤の拡大を通じて長野県内及び長野県周辺のその他の地域におけるドミナント化を進め、スケールメリットを活かした仕入・物流・販促等により成長が見込まれる分野へ機動的な経営資源の配分が可能になること、②公開買付者グループが持つ店舗開発や人材面におけるノウハウ等の共有により店舗の魅力度が向上することが見込まれること、③公開買付者グループからの財務面での支援により対象者の成長戦略の着実な実行が可能になることから、対象者グループ（対象者及び対象者の子会社1社から構成されます。）の企業価値向上を図るためには公開買付者が対象者を完全子会社化することが最良の選択であるとの結論に至り、平成27年10月9日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することについて決議しました。

一方、対象者によれば、本第三者割当増資の実施後、対象者は、公開買付者の完全子会社であるアップランドとの間で共同販促企画等の取り組みを実施しつつ、公開買付者グループと協働して中期経営計画の主要施策である①既存店舗の収益力強化やデリカのインスタ（惣菜の店舗内）製造強化等の「店舗価値向上」、②不採算店舗の閉鎖等の「事業構造の改革」を実行してきたとのことです。これらによって、対象者の営業利益（連結）は平成26年2月期137百万円から平成27年2月期249百万円（対前期比81.6%増）に改善したとのことです。

しかしながら、中期経営計画において想定外の状況（閉鎖済み店舗に係る建物減損損失貸倒引当金の計上等）の発生によって、平成27年2月期通期の対象者の連結決算において、対象者は、特別損失の発生による当期純損失6億196万円を計上し、同連結会計年度末において9,148万円の債務超過の状況となったとのことです。また、対象者は、平成27年3月、中期経営計画の更なる推進に伴い、必要資金を確保するため、取引金融機関から協力を得て、平成28年2月まで元本の返済猶予を受けている状況であり、上記のとおり、本日現在、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しているとのことです。

なお、対象者は、平成27年2月末日時点において、債務超過となったことから、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっており、平成28年2月末日までに債務超過を解消しなければ、JASDAQにおける上場廃止基準に基づいて、対象者株式は平成28年6月末日までに上場廃止となるとのことです。加えて、平成27年5月13日付けで、東京証券取引所から対象者株式の特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領したことにより、対象者株式が特設注意市場銘柄に指定された日（平成25年5月15日）から3年を経過し、かつ、内部管理体制等に引き続き問題があると認められた場合、又は東京証券取引所が内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認めた場合、対象者株式は上場廃止となるとのことです。

このような状況を受けて、平成27年5月上旬、対象者は公開買付者から本取引に関して正式に打診を受け、中期経営計画の更なる推進、対象者の再建を加速させるうえで必要な施策（既存店改装や新店投資）の実行、及び取引金融機関からの継続的な支援を確保するためには、追加資金の確保及び自己資本の増強が必要となる可能性があること、また、公開買付者グループと協働して中期経営計画の主要施策を実行してきたことから公開買付者グループは対象者の再建のために重要なパートナーとなっており公開買付者グループの事業上の一層の支援が必要であることから、平成27年5月下旬から、公開買付者との間で、対象者の完全子会社化を前提とした協議・検討を開始したとのことです。

対象者は、機動的かつ迅速な再建を可能とするためには、公開買付者グループとの部分的な資本業務提携では十分ではなく、対象者と公開買付者が一体となった経営体制を確立することで、これまで以上に柔軟かつ迅速な意思決定を行いつつ、以下のシナジー効果の最大化を図ることが可能となることから、そのためには対象者が公開買付者の完全子会社となって公開買付者グループの一員として事業経営を行

うことが望ましいとの考えに至ったとのことです。

①店舗運営ノウハウの吸収

公開買付者グループの店舗運営ノウハウ（効率的な人員配置や廃棄ロス低減のためのオペレーションや効果的な商品の陳列方法等）を吸収し、魅力的な売場づくりを実現することで、集客数の増加を見込む。

②資材調達・販売促進費等の削減

公開買付者グループと共同で調達・企画することによって、資材（商品トレイ、包装資材等）や販促物（チラシ、POP 広告等）の調達コストの削減が期待される。

③人材交流を通じた能力開発・人材育成

対象者の人材を公開買付者グループの研修施設に派遣することや人材育成プログラムに参加させることを通じて人材の能力・スキルの向上を図り、また、公開買付者グループの専門分野に精通した人材を対象者に派遣することによってバイヤーや SV（スーパーバイザー）などの育成を図る。

④効果的な販促ツールの導入

対象者のポイントカードと公開買付者のポイントカードの対象者及び公開買付者グループの双方の店舗における相互利用を可能とし、販売促進を強化することで、お客様の利便性を向上させることによって、固定客の確保や来店頻度の増加を見込む。

⑤安定的な資金調達・調達金利の改善

公開買付者グループのグループファイナンスや信用力を利用した外部借入によって、維持更新（店舗内の冷凍・冷蔵設備の入替等）、既存店改装及び新規出店等の設備投資の継続的な実施や、財務状況の悪化以降、業界他社と比較して高い水準にある対象者の調達金利の低減が期待される。

また、元本の返済猶予期限である平成 28 年 2 月末日以降、金融機関から継続的な支援を確保するためには何らかの資本政策が必要となる可能性があることに加えて、上場廃止に係る猶予期間内に債務超過の解消を行うことが出来ず、又は、特設注意市場銘柄の指定を解消することができず、対象者が上場廃止となった場合には、株主の皆様を上場廃止に伴い発生するリスクの負担が及び、またレピュテーションの毀損等により対象者の企業価値を大きく毀損する可能性があることから、本取引を早期に実現する必要性が高いとの判断に至ったとのことです。

平成 27 年 8 月中旬頃に、両社の協議は、市場株価の動向が不安定だったことから価格を含む諸条件が整わなかったため、一旦中断したものの、対象者は、上記のとおり、喫緊の課題を解決する必要があるため、公開買付者に対して、平成 27 年 9 月上旬、改めて本取引による支援の要請を行い、平成 27 年 9 月 15 日、本取引を正式に要請する旨の書面を提出したとのことです。これを受けて、平成 27 年 9 月 16 日、公開買付者から対象者に対して、対象者からの要請について前向きに検討する旨の返答があり、公開買付者との間で、対象者の完全子会社化を前提とした協議・検討を再び開始したとのことです。

その後、公開買付者による対象者に対するインタビュー等の調査を経て、対象者は公開買付者との間で対象者の企業価値向上策や本公開買付けの条件等について協議を重ね、対象者は、平成 27 年 9 月 29 日、公開買付者から本公開買付けにおける本公開買付価格について提案を受けた後、株式会社レコフ（以下「レコフ」といいます。）による対象者株式の 1 株当たりの株式価値の試算結果を参考にしつつ、過去約 1 年間の対象者の株価が決算・四半期決算の公表前に特段の好材料がないにも関わらず一時的に上昇し、公表後、公表前の株価水準に概ね戻る傾向にあるため、平成 28 年 2 月期第 2 四半期決算短信の公表予定日（平成 27 年 10 月 15 日）に近接する本公開買付けの公表日前に株価が一時的に上昇する可能性があること、かつ、その場合、対象者株式の出来高が相対的に少ないため、値幅が振れやすくなる可能性があることから、本公開買付価格の基準株価としては、公表前の一時点の株価に比べ、直近

1ヶ月又はそれ以上の期間の平均株価とすることが対象者株式の客観的な価値をより反映しているとの判断に基づき、本公開買付価格が、本公開買付けの公表直前の一定期間（特に直近1ヶ月間）の平均株価に対してプレミアムが付された価格となるよう、公開買付者との間で交渉を行ってきたとのことです。その結果、平成27年10月7日、公開買付者より、平成27年10月7日までの直近1ヶ月の終値単純平均値215円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算において同様です。）に対して7.0%のプレミアムを加えた価格230円を本公開買付価格としたい旨の最終提案を受けるに至りました。

以上の経緯を踏まえ、対象者の取締役会は、公開買付者からの最終提案について慎重に検討した結果、対象者が公開買付者の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、対象者における公開買付者グループと協働した再建のための意思決定の迅速化と柔軟かつ戦略的な事業運営を推進するとともに、公開買付者と対象者の経営資源を相互活用し、対象者の経営基盤の強化及び以下のシナジー効果の最大化を図ることができると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であると判断したとのことです。

なお、対象者が平成27年7月15日に提出した第48期第1四半期報告書では、平成27年5月末時点の純資産（連結）は9,067万円に改善し、債務超過を解消しましたが、本日対象者が公表した「平成28年2月期第2四半期累計期間及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」（以下「本下方修正開示」といいます。）のとおりに、当初計画比で人件費の増加やポイントカードの導入に伴う関連費用の増加等の影響によって、平成28年2月期第2四半期（連結・累計）において、対象者は、当期純利益3,300万円（△9,700万円）となることで、再び2,500万円の債務超過となる見込みとのことです。平成28年2月期通期（連結）の業績予想においては、売上高302億（+4億円）、営業利益2億2,000万円（△3億6,600万円）、経常損失2,000万円（△3億9,300万円）、当期純利益9,000万円（△2億3,200万円）となっており、純資産は3,000万円となる見込みとのことです。対象者としては、業績改善に向けた施策を引き続き実行し、平成29年2月期以降の収益改善を見込んでいるとのことですが、閉鎖済み店舗に係る固定資産（例えば、平成26年4月に閉鎖した茅野店約3億円等）の減損リスク（店舗の閉鎖後、当該不動産の賃貸又は売却が実現しておらず、資産の簿価が依然として残存しているため、現状のままの場合、平成28年2月期以降、更なる減損処理が必要となる可能性があるとのことです。）があり、これらのリスクが顕在化した場合、平成28年2月末日に債務超過を解消できず、JASDAQにおける上場廃止基準に基づいて、対象者株式は平成28年6月末までに上場廃止となる可能性があるとのことです（括弧内の数値は、平成27年4月15日に「平成27年2月期決算短信〔日本基準〕（連結）」において公表している平成28年2月期第2四半期（連結・累計）又は平成28年2月期通期（連結）の業績予想の数値との差額を示しているとのことです。）。また、対象者は、内部管理体制の強化に向けて、社内体制を整備しておりますが、上述のとおり、現在、対象者株式は特設注意市場銘柄に指定されており、平成28年5月15日を経過し、かつ、内部管理体制等に引き続き問題があると認められた場合、又は東京証券取引所が内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認めた場合、対象者株式は上場廃止となるとのことです。

また、後記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書、「②対象者における第三者委員会の設置」に記載の答申書等を踏まえ、本公開買付価格である対象者株式1株当たり230円は、公表直前の一時点の株価ではなく、一定期間の平均株価を基準株価として公開買付者と交渉した結果、平成27年10月8日までの直近1ヶ月の終値単純平均値218円に対して5.50%のプレミアムを加えた価格、平成27年10月8日までの直近3ヶ月の終値単純平均値229円に対して0.44%のプレミアムを加えた価格、平成27年10月8日までの直近6ヶ月の終値単純平均値214円に対して7.48%のプレミアムを加えた価格であり、本公開買付け公表日の前営業日である平成27年10月8日の終値243円に対して5.35%のディスカウントをした価格となっているものの、過去の同種の事案の裁判例において示された公表前の一時点の株価（公表当日及び公表日の前営業日）ではなく、公表直前の一定期間（特に直近1ヶ月）の平均株価を株式の客観的な価値として重視するという判断の枠組みにも配慮したものであると評価できること、公表直前の株価は、平成27年9月末以降、特段、好材料がないにも関わらず約15%上昇したものであるため、公表前の一時点の株価に比べ、直近1ヶ月間の平均株価とすることが対象者株式の客観的な価値をより反映していると判断できること、当該プレミアムは、通常の公開買付け事例におけるプレミアム水準と比較すると相対的に低いものの、対象者が平成28年2月期第2四半期において債務超過となる

見込みであって、平成 28 年 2 月末日に債務超過を解消できずに上場廃止となるリスクがあることなどを考慮すると、不合理ではないと判断できること、本公開買付価格が対象者の第三者算定機関としてレコフより取得した株式価値算定書に記載されている 1 株当たりの対象者株式の株式価値の算定結果のレンジ 29 円～229 円の上限を超えていること（なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、算定結果には加味されていないとのことです。）、対象者が平成 28 年 2 月期第 2 四半期末（平成 27 年 8 月末日）において債務超過 2,500 万円となる見込みであり、今後の財務状況についても不確実な面（異常気象・自然災害等により店舗営業活動や商品調達に悪影響が生じて収益が悪化する可能性といった事業上のリスクと閉鎖済み店舗に係る固定資産（例えば、平成 26 年 4 月に閉店した茅野店約 3 億円等）の減損リスク（店舗の閉鎖後、当該不動産の賃貸又は売却が実現しておらず、資産の簿価が依然として残存しているため、現状のままの場合、平成 28 年 2 月期以降、更なる減損処理が必要となる可能性があるとのことです。）があり、これらのリスクが顕在化した場合、平成 28 年 2 月期に債務超過を解消できない可能性があること、並びに元本の返済猶予期限である平成 28 年 2 月末日以降、金融機関から継続的な支援を確保するためには何らかの資本政策が必要となる可能性があることも考慮して本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、上場廃止に係る猶予期間内に債務超過の解消を行うことが出来ず、又は、特設注意市場銘柄の指定を解消することができない場合に上場廃止に伴い発生するリスクの負担が株主に及ぶことを回避しつつ、少数株主を含む対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。なお、公開買付者は、平成 27 年 1 月 26 日に市場外取引により (i) 株式会社小山興産から対象者株式 419,800 株（同日現在の発行済株式総数 10,163,000 株に対する割合：4.13%）、(ii) 小山光作氏から対象者株式 233,000 株（同日現在の発行済株式総数に対する割合：2.29%）並びに (iii) 小山光作氏及び小山栄造氏の実母である小山早智子氏から対象者株式 40,000 株（同日現在の発行済株式総数に対する割合：0.39%）（合計 692,800 株、同日現在の発行済株式総数に対する割合の合計：6.82%）を 1 株当たり 248 円でそれぞれ取得しており、本公開買付価格は 1 株当たり 248 円を下回る価格となりますが、公開買付者からは、公開買付価格を検討する際の前提となる対象者の財務状況及び業績見通しが平成 27 年 1 月 26 日時点から本日現在まで悪化している状況にあるため、価格条件を下げざるを得ない結果となったとの説明を受けているとのことです。

以上の点、並びに対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士からの対象者取締役会の意思決定の手續等に関するアドバイスも踏まえ、対象者は、平成 27 年 10 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、その保有する対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、本公開買付け後の対象者の経営体制については、対象者と公開買付者が今後協議の上、決定していくこととなりますが、公開買付者は、対象者の完全子会社化後も、対象者の事業の特性や対象者の強みを十分に活かした経営を行い、対象者事業の強化を図っていきます。また、本日現在、対象者の取締役 5 名のうち 2 名（小磯恵司氏及び牛越泰三氏）及び監査役 4 名のうち 1 名（田村桂吾氏）が公開買付者グループの役員を兼務しておりますが、対象者の完全子会社化以降の対象者の役員構成については、現時点では未定です。

また、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しています。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者が対象者株式を 2,440,800 株（所有割合：27.79%）所有し、対象者を持分法適用関連会社としていること、公開買付者グループから対象者に取締役 2 名（小磯恵司氏（公開買付者の完全子会社であるアップランドの取締役会長）、牛越泰三氏（公開買付者の完全子会

社であるアップルランドの取締役)並びに社外監査役1名(田村桂吾氏(公開買付者の監査役))を派遣していることを考慮し、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、それぞれ以下の措置を実施しました。なお、本公開買付けにおいては買付予定数の下限を3,413,900株(所有割合:38.87%)と設定しており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定していませんが、公開買付者としては、以下の①から④までの措置を通じて、対象者の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えております。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

①対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるレコフに対し、対象者株式の価値算定を依頼し、平成27年10月8日付けで株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得しているとのことです。なお、レコフは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、対象者及び公開買付者との間で重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、レコフから本公開買付け価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

レコフは、対象者株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者株式の価値算定を実施したとのことです。

レコフは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて、対象者株式の価値を算定しているとのことです。

レコフが上記各手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	214円	～	229円
DCF法	29円	～	213円

市場株価平均法では、本公開買付けの公表日である平成27年10月9日の前営業日である平成27年10月8日を算定基準日としてJASDAQにおける対象者株式の直近6ヶ月終値単純平均値(214円)、直近3ヶ月終値単純平均値(229円)、直近1ヶ月終値単純平均値(218円)を基に対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、214円～229円と算定しているとのことです。平成27年10月9日に開示した本下方修正開示については、市場株価平均法における対象者の株式価値の算定の基礎とはなっていないとのことです。

また、DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成28年2月期以降4ヶ年の対象者の財務予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フロー(以下「FCF」といいます。)を、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、29円～213円と算定しているとのことです。

レコフがDCF法による算定の際に前提とした対象者作成の事業計画は、本取引を前提として作成されたものではなく、また、当該事業計画においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。これは平成29年2月期においては、具体的には平成28年2月期に生じるポイントカード導入の初期費用や人件費等の販管費の削減により利益の増加が見込まれることから、営業利益が前事業年度と比較して、392百万円増(対前年比178.2%)の612百万円となることが見込まれているとのことです。また、対象者作成の事業計画のうち、平成28年2月期の対象者の財務予測は、本日開示した本下方修正開示の影響が織り込まれているとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、DCF法の算定の前提とした平成28年2月期以降4ヶ年の事業計画の対象者の財務予測

には加味していないとのことです。DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測（連結）の具体的な数値は以下のとおりとのことです。

（単位：百万円）

	平成28年2月期	平成29年2月期	平成30年2月期	平成31年2月期
売上高	30,200	29,145	29,228	30,328
営業利益	220	612	726	757
EBITDA	773	1,138	1,214	1,222
FCF	736	846	492	353

（注）レコフは、本株式価値算定書の提出に際して、対象者から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること並びに対象者の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で、レコフに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者及びその子会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、本株式価値算定書は平成27年10月8日現在までの情報と経済条件を前提としたものであり、また算定において使用した対象者の財務予測については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としているとのことです。

②対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成27年9月15日、対象者の取締役会及び公開買付者から独立性の高い、外部の有識者である後藤高志氏（弁護士、潮見坂綜合法律事務所所属）、橋本卓也氏（公認会計士、株式会社エスネットワークス所属）及び清水重孝氏（対象者常勤監査役、なお、同氏は社外監査役に該当するとのことです。）の3名から構成される第三者委員会を正式に設置したとのことです。

対象者は、これを受け、当該第三者委員会に対し、対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、（イ）本取引が対象者の企業価値向上に資するか、（ロ）本取引は取引条件の公正性が確保されているか、（ハ）本取引は公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされているか、（ニ）本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないかとの点（以下「本諮問事項」といいます。）について第三者委員会に対して諮問したとのことです。

第三者委員会は、平成27年10月1日より同年10月8日までの間に合計4回開催され、本諮問事項に関して、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者及び公開買付者より資料の提出を受け、対象者から、対象者の事業内容、直近の業績・財務状況、事業計画、中期経営計画に基づく施策の進捗状況、公開買付者との関係及び現在の提携の内容・進捗状況、債務超過を理由とする上場廃止に係る猶予期間入り銘柄及び内部管理体制の不備等を理由とする特設注意市場銘柄に指定された経緯及び解消の見込み等、対象者の喫緊の経営課題について説明を受けるとともに、本取引の目的、本取引が対象者の企業価値向上に寄与する理由及びその実現可能性、公開買付者との交渉経緯、本取引の諸条件その他本取引に対する考え方を確認し、対象者との間でこれらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。また、第三者委員会は、レコフから、同社が対象者に対して提出した本株式価値算定書に基づき、対象者株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。さらに、第三者委員会は対象者から、本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本取引に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。第三者委員会は、このような経緯の下、それぞれの説明や質疑応答の内容を受け、本諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成27年10月8日、対象者の取締役会に対し、第三者委員会において開示又は説明を受けた

一切の情報は真実かつ正確であること等の一定の前提条件の下、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出しているとのことです。

- (a) 対象者が中期経営計画を策定するに至った経緯及び内容、公開買付者との業務提携の内容、業務提携後の対象者の業績及び財務状態、対象者の喫緊の経営課題、本取引により期待される効果と対象者経営課題の関係並びに代替手段の不存在などからすると、本取引は対象者の企業価値向上に資すると考えることも不合理ではないと判断しました。
- (b) スキーズ・アウト（少数株主の排除）における公正な価格の基本的な考え方、レコフによる算定方法は相当であること、対象者は下記「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり債務超過又は内部管理体制等を理由として上場廃止となる可能性も一概には否定できず、本公開買付けは通常の公開買付け事例と比較してプレミアムが高くなりにくいケースと言い得るところ、本公開買付けは債務超過の状況の会社を対象とした公開買付けの類似事例と比べて概ね同水準のプレミアムが付されているとも評価し得、また、DCF 法による算定結果の上限値（213 円）を上回っていること等から、本取引において相当なプレミアムが付されているものと評価できること、本公開買付け価格と算定結果の相関関係、本公開買付け価格の交渉経緯などからすると、本取引の取引条件（本公開買付けにおける本公開買付け価格を含む。）に公正性が認められると考えることも不合理ではないと判断しました。
- (c) 本取引においては上記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置がとられており、公正な手続を通じた株主への利益への十分な配慮がなされていると判断しました。
- (d) 以上を踏まえると、(i) 本取引は、対象者の企業価値向上に資するものであり、(ii) 本取引の取引条件（本公開買付けにおける公開買付け価格を含む。）の公正性が確保されており、(iii) 本取引において、公正な手続を通じた株主への利益への十分な配慮がなされており、(iv) 本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断しました。

③対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 27 年 10 月 9 日開催の取締役会において、レコフから取得した本株式価値算定書及び算定結果についての説明及び第三者委員会の答申その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、対象者が公開買付者の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、対象者における意思決定の迅速化と柔軟かつ戦略的な事業運営を推進するとともに、公開買付者と対象者の経営資源を相互活用し、対象者の経営基盤の強化及びシナジー効果の最大化を図ることができると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であること、本公開買付け価格である対象者株式 1 株当たり 230 円は、公表直前の一時点の株価ではなく、一定期間の平均株価を基準株価として公開買付者と交渉した結果、平成 27 年 10 月 8 日までの直近 1 ヶ月の終値単純平均値 218 円に対して 5.50%のプレミアムを加えた価格、平成 27 年 10 月 8 日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値 229 円に対して 0.44%のプレミアムを加えた価格、平成 27 年 10 月 8 日までの直近 6 ヶ月の終値単純平均値 214 円に対して 7.48%のプレミアムを加えた価格であり、本公開買付け公表日の前営業日である平成 27 年 10 月 8 日の終値 243 円に対して 5.35%のディスカウントをした価格となっているものの、過去の同種の事案の裁判例において示された公表前の一時点の株価（公表当日及び公表日の前営業日）ではなく、公表日前の一定期間（特に直近 1 ヶ月）の平均株価を株式の客観的価値として重視するという判断の枠組みにも配慮したものであると評価できること、当該プレミアムは、通常の公開買付け事例におけるプレミアム水準と比較すると相対的に低いものの、対象者が平成 28 年 2 月期第 2 四半期において債務超過となる見込みであって、平成 28 年 2 月末日に債務超過を解消できずに上場廃止となるリスクがあることなどを考慮すると、不合理ではないと判断できること、公表直前の株価は、平成 27 年 9 月末以降、特段、好材料がないにも関わらず約 15%上昇したものであるため、公表前の一時点の株価に比べ、直近 1 ヶ月間の平均株価とすることが対象者株式の客観的

な価値をより反映していると判断できること、本公開買付価格が対象者の第三者算定機関としてレコフより取得した本株式価値算定書に記載されている1株当たりの対象者株式の株式価値の算定結果のレンジ29円～229円の上限を超えていること、対象者が平成28年2月期第2四半期末（平成27年8月末日）において債務超過2,500万円となる見込みであり、今後の財務状況についても不確実な面（異常気象・自然災害等により店舗営業活動や商品調達に悪影響が生じて収益が悪化する可能性といった事業上のリスクと閉鎖済み店舗に係る固定資産（例えば、平成26年4月に閉鎖した茅野店約3億円等）の減損リスク（店舗の閉鎖後当該不動産の賃貸又は売却が実現しておらず、資産の簿価が依然として残存しているため、現状のままの場合、平成28年2月期以降、更なる減損処理が必要となる可能性があるとのこと。）があり、これらのリスクが顕在化した場合、平成28年2月期に債務超過を解消できない可能性があること、並びに元本の返済猶予期限である平成28年2月末日以降、金融機関から継続的な支援を確保するためには何らかの資本政策が必要となる可能性があることも考慮して本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、上場廃止に係る猶予期間内に債務超過の解消を行うことが出来ず、又は、特設注意市場銘柄の指定を解消することができない場合に上場廃止に伴い発生するリスクの負担が株主に及ぶことを回避しつつ、少数株主を含む対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

上記の対象者の取締役会においては、小磯恵司氏及び牛越泰三氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行っているとのことです。

また、上記の対象者の取締役会には、田村桂吾氏を除く対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、小磯恵司氏は公開買付者の完全子会社であるアップルランドの取締役会長を兼務しており、また牛越泰三氏は公開買付者の完全子会社であるアップルランドの取締役を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、両者は上記の取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の取締役の立場で、公開買付者との協議、検討及び交渉に参加していないとのことです。

また、対象者の監査役のうち、田村桂吾氏は公開買付者の監査役を兼務しているため、同様の観点から、上記の取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加していないとのことです。

④比較的長期の買付け等の期間の設定

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の①又は②のうちのいずれかの一連の手続により、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しております。

① 株式売渡請求

本公開買付けの成立により、公開買付者の有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の90%以上となった場合には、公開買付者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式（以下「売渡株式」といいます。）の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）します。本株式売渡請求においては、売渡株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定めます。この場合、公開買付者は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株式の全部を取得します。この場合、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付します。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者より本株式売渡請求がなされた場合には、本株式売渡請求を承認する予定のことです。

② 株式併合

本公開買付けが成立したものの、公開買付者の有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の90%未満である場合には、公開買付者は、(イ)対象者株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び(ロ)本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請します。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成します。本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。この場合、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様が交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在未定ですが、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記①又は②のいずれかの手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては以下のものが考えられます。

すなわち、本株式売渡請求がなされた場合には、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して売渡株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

一方、本株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対して自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記各手続については、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者株式の所有状況等によっては、実

施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

上記の本臨時株主総会を開催する場合、平成 28 年 1 月下旬を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、JASDAQ に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された手続の実行を予定しておりますので、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。なお、上場廃止後は、対象者株式を JASDAQ において取引することはできません。

なお、仮に本公開買付けの実施がなかったとしても、①対象者は、平成 27 年 2 月末日時点において、債務超過となったことから、平成 28 年 2 月末日までに債務超過を解消しなければ、「上場会社が債務超過の状態となった場合において、1 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」（有価証券上場規程第 604 条の 2 第 1 項第 3 号（関連規則は同第 601 条第 1 項第 5 号）（債務超過））との JASDAQ における上場廃止基準に基づいて、対象者株式は平成 28 年 6 月末までに上場廃止となるとのことです。②また、対象者は、平成 27 年 5 月 13 日付けで、東京証券取引所から対象者株式の特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領したことにより、対象者株式が特設注意市場銘柄に指定された日（平成 25 年 5 月 15 日）から 3 年を経過し、かつ、内部管理体制等に引き続き問題があると認められた場合、又は東京証券取引所が内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認めた場合、対象者株式は上場廃止となるとのことです。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本応募合意者それぞれとの間で、平成 27 年 10 月 9 日付けで、本応募契約を締結しております。

金融機関応募契約においては、金融機関グループ各社は、①株式会社八十二銀行の所有する対象者株式（所有株式数：349,000 株、所有割合：3.97%）、②八十二リース株式会社の所有する対象者株式（所有株式数：141,000 株、所有割合：1.61%）、③八十二キャピタル株式会社の所有する対象者株式（所有株式数：130,000 株、所有割合：1.48%）の全てを、それぞれ本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨の合意をしております。金融機関応募契約においては、金融機関グループ各社の応募の義務の履行は、①本公開買付けが適法に開始されており、撤回されていないこと、②金融機関応募契約の締結日、本公開買付けの開始日及びその決済日のいずれの時点においても、金融機関応募契約において公開買付者が金融機関グループ各社に対して行う表明及び保証（注 1）が重要な点において真実かつ正確であること、③公開買付者について金融機関応募契約に定める義務（注 2）の重大な違反が存在しないことを前提条件としております。ただし、金融機関グループ各社は、その任意の裁量により、これらの前提条件をいずれも放棄することができる旨も併せて定められております。

（注 1）金融機関応募契約において、公開買付者は、金融機関グループ各社に対し、①設立の適法性・存続の有効性、権利能力・行為能力、②必要な手続の履践、③金融機関応募契約の有効性及び執行可能性、④法令等への違反の不存在、⑤破産申立原因等の不存在、⑥反社会的勢力への非該当、及び⑦十分な買付資金の保有について、表明及び保証を行っております。

（注 2）金融機関応募契約において、公開買付者は、金融機関グループ各社に対し、①公開買付者

による表明保証違反が生じた場合の通知義務及び補償義務、②未公表の重要事実の通知義務、③秘密保持義務、④公表についての事前協議義務、及び⑤金融機関応募契約上の権利義務の処分禁止義務を負っております。

他方、小山家応募契約においては、株式会社小山興産及び小山栄造氏は、①株式会社小山興産の所有する対象者株式（所有株式数：1,400,000株、所有割合：15.94%）、②小山栄造氏の所有する対象者株式（所有株式数：164,000株、所有割合：1.87%）の全てを、それぞれ本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨の合意をしております。小山家応募契約においては、株式会社小山興産及び小山栄造氏の応募の義務の履行は、①本公開買付けが適法に開始されており、撤回されていないこと、②小山家応募契約の締結日、本公開買付けの開始日及びその決済日のいずれの時点においても、小山家応募契約において公開買付け者が株式会社小山興産及び小山栄造氏に対して行う表明及び保証（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、③公開買付け者について小山家応募契約に定める義務（注2）の重大な違反が存在しないことを前提条件としております。ただし、株式会社小山興産及び小山栄造氏は、その任意の裁量により、これらの前提条件をいずれも放棄することができる旨も併せて定められております。

なお、株式会社小山興産が所有する対象者株式1,400,000株及び小山栄造氏が所有する対象者株式の一部である157,000株については、それぞれ株式会社八十二銀行を質権者とする質権が設定されており、当該質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことですが、小山家応募契約においては、株式会社小山興産及び小山栄造氏が公開買付け期間の開始日以降20営業日目の日である平成27年11月13日までにそれぞれ当該質権を解消することが義務付けられております。

（注1）小山家応募契約において、公開買付け者は、株式会社小山興産及び小山栄造氏に対し、①設立の適法性・存続の有効性、権利能力・行為能力、②必要な手続の履践、③小山家応募契約の有効性及び執行可能性、④法令等への違反の不存在、⑤破産申立原因等の不存在、及び⑥反社会的勢力への非該当について、表明及び保証を行っております。

（注2）小山家応募契約において、公開買付け者は、株式会社小山興産及び小山栄造氏に対し、①公開買付け者による表明保証違反が生じた場合の通知義務及び補償義務、②未公表の重要事実の通知義務、③秘密保持義務、④公表についての事前通知義務、及び⑤小山家応募契約上の権利義務の処分禁止義務を負っております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社マツヤ	
② 所 在 地	長野県長野市大字北尾張部710番地1	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小磯 恵司	
④ 事業内容	スーパーマーケット事業	
⑤ 資本金	1,286,658千円（平成27年5月31日現在）	
⑥ 設立年月日	昭和43年10月1日	
⑦ 大株主及び持株比率 （平成27年2月28日現在）	アルピコホールディングス株式会社	24.0%
	株式会社小山興産	13.8%
	株式会社八十二銀行	3.4%
	日本生命保険相互会社	3.0%
	株式会社みずほ銀行	2.4%
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2.4%
	マツヤ社員持株会	2.2%
	株式会社長野銀行	1.9%
	小山栄造	1.5%
長野運送株式会社	1.5%	

⑧ 公開買付者と対象者の関係	資 本 関 係	公開買付者は対象者株式 2,440,800 株（発行済株式総数（10,163,000 株）に対する割合：24.02%）を所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。
	人 的 関 係	公開買付者の完全子会社であるアップルランドの取締役会長である小磯恵司氏及び取締役である牛越泰三氏が対象者の取締役を、公開買付者の監査役である田村桂吾氏が対象者の社外監査役を兼務しております。また、アップルランドより対象者に対し出向者 8 名を派遣し、対象者よりアップルランドに対し、出向者 6 名を派遣しております。
	取 引 関 係	アップルランドは対象者から商品（ベーカリー）を購入（対象者の平成 27 年 2 月期においては 737,000 円）しています。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、公開買付者の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(注) 「持株比率」は、対象者が平成 27 年 5 月 29 日に提出した第 47 期有価証券報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 買付け等を行う株券等の種類
普通株式

(3) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成 27 年 10 月 9 日（金曜日）
公開買付開始公告日	平成 27 年 10 月 16 日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 27 年 10 月 16 日（金曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成 27 年 10 月 16 日（金曜日）から平成 27 年 11 月 30 日（月曜日）まで（30 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 230 円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者株式の JASDAQ における直近及び過去 6 ヶ月間の市場価格の推移、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施したインタビュー等の調査の結果を基に多面的かつ総合的に分析しました。更に、本応募合意者及び対象者との協議・交渉を踏まえ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通し

をも勘案した上で、最終的に平成 27 年 10 月 9 日に本公開買付価格を 1 株当たり 230 円に決定しました。公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、本応募合意者及び対象者との協議・交渉を踏まえ本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておりません。

なお、本公開買付価格である 230 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 27 年 10 月 8 日の JASDAQ における対象者株式の終値 243 円に対して 5.35%のディスカウントをした価格、過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 218 円に対して 5.50%のプレミアムを加えた価格、過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 229 円に対して 0.44%のプレミアムを加えた価格、過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 214 円に対して 7.48%のプレミアムを加えた価格です。

なお、公開買付者は平成 26 年 5 月 29 日付けで対象者が本第三者割当増資により発行した新株（普通株式 1,748,000 株）を 1 株当たり 217 円の発行価額で引き受けました。本第三者割当増資の発行価額は、本第三者割当増資に係る対象者の取締役会決議日（平成 26 年 5 月 2 日）の直前営業日である平成 26 年 5 月 1 日から 1 ヶ月遡った期間の JASDAQ における対象者株式の終値の平均値 217 円（円未満切り捨て）で決定されたのに対し、本公開買付価格は本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 27 年 10 月 8 日までの JASDAQ における対象者株式の過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 218 円に対して 5.50%のプレミアムが付された水準で決定されていることから、両者の間に 13 円の差異が生じています。

また、公開買付者は平成 27 年 1 月 26 日に市場外取引により、（イ）株式会社小山興産から対象者株式 419,800 株（保有割合：4.13%）、（ロ）小山光作氏から対象者株式 233,000 株（保有割合：2.29%）、及び（ハ）小山光作氏及び小山栄造氏の実母である小山早智子氏から対象者株式 40,000 株（保有割合：0.39%）（合計 692,800 株、保有割合の合計：6.82%）を 1 株当たり 248 円でそれぞれ取得しました。当該市場外取引における取得価格は当時の当事者間との合意により平成 27 年 1 月 16 日から 30 営業日遡った期間の JASDAQ における対象者株式の終値の単純平均値 225 円（円未満切り捨て）に対し 10%のプレミアムが付された水準で決定されたのに対し、本公開買付価格は本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 27 年 10 月 8 日までの JASDAQ における対象者株式の過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 218 円に対して 5.50%のプレミアムが付された水準で決定されていることから 18 円の差異が生じています。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

対象者は、本第三者割当増資後も公開買付者グループと協働して対象者の中期経営計画に基づき収益力の強化を推し進め、また、公開買付者の完全子会社であるアップルランドとの間で共同販促企画を実施する等、本資本業務提携によるシナジー効果の発現に努めてまいりましたが、対象者の平成 27 年 2 月期の連結決算において、売上高は 315 億 2,395 万円（前期比 14.6%減）、閉鎖済み店舗 2 店の建物減損損失及び貸倒引当金を計上したこと等による特別損失の計上により当期純損失 6 億 196 万円（前期は 22 億 9,772 万円の当期純損失）を計上し、同連結会計年度末において 9,148 万円の債務超過の状況となり、継続企業の前提に関する重要な疑義が引き続き存在しております。なお、平成 27 年 5 月 29 日の東京証券取引所の発表のとおり、この点是有価証券上場規程第 604 条の 2 第 1 項第 3 号（関連規則は同第 601 条第 1 項第 5 号）（債務超過）に該当するため、対象者株式は上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっており、平成 28 年 2 月末日までに債務超過を解消しなければ、JASDAQ における上場廃止基準に基づいて、対象者株式は平成 28 年 6 月末日までに上場廃止となるとのことです（注）。

（注）平成 27 年 7 月 15 日に提出された第 48 期第 1 四半期報告書では、平成 27 年 5 月末時点の純資産は 9,067 万円に改善し、債務超過を解消しておりますが、前述のとおり平成 28 年 2 月期第 2 四半期において債務超過となる見込みであり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していることから、当該状況を解消すべく対象者は収益力を強化し経営基盤及び財務基盤の安定化を図っていくとのことです。

また、対象者が平成 27 年 5 月 1 日に公表した「決算短信の一部訂正（事業等のリスク等）に関するお知らせ」のとおり、対象者は同日開催の取締役会において、平成 27 年 4 月 25 日付け「平成 27

年2月期 決算短信〔日本基準〕(連結)の記載内容の一部を訂正することを決定したとのことです。同決定の中の対象者株式の上場廃止リスクに関する記載のとおり、対象者株式は、平成27年5月1日時点において東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されており、現在、対象者及びその子会社は丸一となって、内部管理体制等の改善に取り組んでおり、一日も早い特設注意市場銘柄の指定解除を受けるべく取り組んでいるとのことですが、対象者株式が特設注意市場銘柄に指定された日(平成25年5月15日)から3年を経過し、かつ、対象者の内部管理体制等に引き続き問題があると東京証券取引所が認めた場合、又は、東京証券取引所が内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認めた場合、対象者株式は上場廃止となるとのことです。

上記の通り、対象者において収益改善・資本増強及び内部管理体制の強化が喫緊の課題となる状況において、平成27年5月上旬、公開買付者は、本資本業務提携を通じた協業だけでは対象者とのシナジー効果が十分にかつ早期に発揮できないことから、対象者を完全子会社化することが望ましいとの考えを有するに至り、対象者に対して本取引に関して打診を行い、平成27年5月下旬から、対象者との間で、対象者の完全子会社化を前提とした協議・検討を開始しました。平成27年8月中旬頃に、両社の協議は、市場株価の動向が不安定だったことから価格を含む諸条件が整わなかったため、一旦中断したものの、対象者は、上記のとおり、喫緊の課題を解決する必要があるため、公開買付者は、平成27年9月上旬、対象者から改めて本取引による支援の要請を受け、平成27年9月15日に本取引を正式に要請する旨の書面を受領しました。

これを受け、公開買付者は平成27年9月16日、対象者に対し、対象者からの要請について前向きに検討していくことを返答し、対象者との間で、対象者の完全子会社化を前提とした協議・検討を再び開始しました。

その後、公開買付者は対象者に対するインタビュー等の調査を経て、公開買付者は対象者との間で対象者の今後の業績の見込み及び企業価値向上策や本公開買付けの条件等について協議を重ね、平成27年9月29日、(イ)本取引の目的、(ロ)本取引のスキーム及び(ハ)本取引後の経営方針を記載した提案書を対象者に提出しました。

そして、当該提案書に基づき、対象者との間で更に協議・検討を重ねた結果、公開買付者は、対象者との間でより強固な資本関係を築き、迅速な意思決定や緊密な事業提携を遂行しつつ環境の変化に適確に対応しながら対象者の事業構造改革を着実に実行させることで、(イ)事業基盤の拡大を通じて長野県内及び長野県周辺のその他の地域におけるドミナント化を進め、スケールメリットを活かした仕入・物流・販促等により成長が見込まれる分野へ機動的な経営資源の配分が可能になること、(ロ)公開買付者グループが持つ店舗開発や人材面におけるノウハウ等の共有により店舗の魅力度が向上することが見込まれること、(ハ)公開買付者グループからの財務面での支援により対象者の成長戦略の着実な実行が可能になることから、対象者グループの企業価値向上を図るためには公開買付者が対象者を完全子会社化することが最良の選択であるとの結論に至りました。

上記を踏まえ、前記「①算定の基礎」に記載のとおり、公開買付者は、平成27年10月9日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり230円と決定しました。

③ 算定機関との関係

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておりませんので、該当事項はありません。

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,341,189 (株)	3,413,900 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,413,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,413,900株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数

(6,341,189株)を記載しております。当該最大数は、対象者第1四半期決算短信に記載された平成27年5月31日現在の発行済株式総数(10,163,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,381,011株)及び本日現在において公開買付者が所有する対象者株式の数(2,440,800株)を控除した株式数(6,341,189株)です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	24,408個	(買付け等前における株券等所有割合 27.79%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	87,819個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主等の議決権の数	87,815個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成27年7月15日に提出した第48期第1四半期報告書に記載された平成27年2月28日現在の総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第1四半期決算短信に記載された平成27年5月31日現在の対象者の発行済株式総数(10,163,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,381,011株)を控除した株式数(8,781,989株)に係る議決権の数(87,819個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(8) 買付代金 1,458百万円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(6,341,189株)に、1株当たりの買付価格(230円)を乗じた金額です。

(9) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日

平成27年12月4日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(10) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(10) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,413,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,413,900株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びブアないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場

合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までには公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「(9) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(11) 公開買付開始公告日

平成 27 年 10 月 16 日（金曜日）

(12) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

前記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関のフィナンシャル・アドバイザーであるレコフから取得した本株式価値算定書及び算定結果についての説明及び外部の有識者から構成される第三者委員会の答申その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、対象者が公開買付者の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、対象者における意思決定の迅速化と柔軟かつ戦略的な事業運営を推進するとともに、公開買付者と対象者の経営資源を相互活用し、対象者の経営基盤の強化及びシナジー効果の最大化を図ることができると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付価格が対象者の第三者算定機関としてレコフより取得した本株式価値算定書に記載されている 1 株当たりの対象者株式の株式価値の算定結果のレンジの上限を超えていること、対象者が平成 28 年 2 月期第 2 四半期末（平成 27 年 8 月末日）において債務超過となる見込みであり、今後の財務状況についても不確実な面（異常気象・自然災害等により店舗営業活動や商品調達に悪影響が生じて収益が悪化する可能性といった事業上のリスクと閉鎖済み店舗に係る固定資産の減損リスク）があり、これらのリスクが顕在化した場合、平成 28 年 2 月期に債務超過を解消できない可能性があること、並びに元本の返済猶予期限である平成 28 年 2 月末日以降、金融機関から継続的な支援を確保するためには何らかの資本政策が必要となる可能性も考慮して本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、上場廃止に係る猶予期間内に債務超過の解消を行うことが出来ず、または、特設注意市場銘柄の指定を解消することができない場合に上場廃止に伴い発生するリスクの負担が株主に及ぶことを回避しつつ、少数株主を含む対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 27 年 10 月 9 日開催の対象者の取締役会において本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

② 本資本業務提携契約の内容

公開買付者及び対象者は、平成 26 年 5 月 2 日付けで本資本業務提携契約を締結し、公開買付者は、本資本業務提携契約に基づき、平成 26 年 5 月 29 日付けで本第三者割当増資により発行した対象者株式 1,748,000 株を引き受けました。

本資本業務提携契約に基づく合意の概要は以下のとおりです。

(イ) 取締役の派遣

公開買付者は、1名の対象者の取締役を指名することができる。

(ロ) 業務提携の概要

公開買付者及び対象者は、以下の事項及び公開買付者及び対象者間で別途合意する事項について、協業の検討を行う。

- (a) 商品の共同開発による商品力の強化
- (b) 資材調達等の効率化
- (c) 物流等のインフラの相互活用
- (d) 効果的な販促ノウハウの共有
- (e) 人材教育プログラムの共有を通じたサービスレベルの向上
- (f) 店舗運営ノウハウの共有

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 業績予想の修正

対象者は、平成27年10月9日に、東京証券取引所において「平成28年2月期 第2四半期累計期間及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

(イ) 平成28年2月期 第2四半期（累計）連結業績予想数値との差異（平成27年3月1日～平成27年8月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 15,330	百万円 267	百万円 153	百万円 130	円 銭 15.56
今回修正予想 (B)	15,448	142	36	33	3.76
増減額 (B-A)	118	△125	△117	△97	
増減率 (%)	0.8	△46.8	△76.5	△74.6	
(ご参考)前期第2四半期 実績(平成27年2月期第 2四半期)	16,368	71	△18	△137	△17.35

(ロ) 平成28年2月期 通期連結業績予想数値の修正（平成27年3月1日～平成28年2月29日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 29,800	百万円 586	百万円 373	百万円 322	円 銭 38.54
今回修正予想 (B)	30,200	220	△20	90	10.25
増減額 (B-A)	400	△366	△393	△232	
増減率 (%)	1.3	△62.5	—	△72.0	
(ご参考)前期実績(平成 27年2月期)	31,523	249	2	△601	△72.04

(ハ) 平成28年2月期 第2四半期 (累計) 個別業績予想数値との差異 (平成27年3月1日～平成27年8月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 15,330	百万円 249	百万円 135	百万円 114	円 銭 13.64
今回修正予想 (B)	15,448	141	24	14	1.59
増減額 (B-A)	118	△108	△111	△100	
増減率 (%)	0.8	△43.4	△82.2	△87.7	
(ご参考)前期第2四半期 実績(平成27年2月期第 2四半期)	16,368	72	△29	△151	△19.06

(ニ) 平成28年2月期 通期個別業績予想数値の修正 (平成27年3月1日～平成28年2月29日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 29,800	百万円 550	百万円 338	百万円 290	円 銭 34.71
今回修正予想 (B)	30,200	210	△50	50	5.69
増減額 (B-A)	400	△340	△388	△240	
増減率 (%)	1.3	△61.8	—	△82.8	
(ご参考)前期実績(平成 27年2月期)	31,523	225	24	△548	△65.65

② 固定資産の取得

対象者は平成27年10月9日に「軽井沢店の隣地取得に向けた交渉に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によると、対象者は、マツヤ軽井沢店（所在地：長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢1323-1002）の隣地（長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢1323-456）を取得することに向け、基本的な方向性を確認したとのことです。なお、現状、入札形式にて取得価額が決まる予定であるため、価格及びその他の取引条件の詳細は未定であるとのことです。当該隣地の鑑定評価額は約8,000万円程度であるとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

また、対象者は平成27年10月9日に「七瀬店の閉店および再出店する際の隣地取得に向けた交渉に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によると、対象者は、七瀬店の店舗所在地が長野駅周辺第二土地区画整理事業による収用の対象となったため、平成27年12月25日をもって七瀬店を閉店し、換地後の対象者所有地に再出店する予定であるところ、当該七瀬店の閉店及び再出店に関連し、再出店後の対象者所有地の隣地取得に向けた交渉について、基本的な方向性を確認したとのことです。なお、現在交渉中であるため、価格及びその他の取引条件の詳細は未定であるとのことです。対象者では最大で4,000万円程度の価格を見込んでいたとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

以上